

平成27年9月
勝浦市議会定例会会議録（第1号）

平成27年9月3日

○出席議員 16人

1番 藤本 治 君	2番 高 梨 弘 人 君	3番 久 我 恵 子 君
4番 照 川 由美子 君	5番 磯 野 典 正 君	6番 鈴 木 克 己 君
7番 戸 坂 健 一 君	8番 佐 藤 啓 史 君	9番 黒 川 民 雄 君
10番 末 吉 定 夫 君	11番 松 崎 栄 二 君	12番 丸 昭 君
13番 岩 瀬 洋 男 君	14番 土 屋 元 君	15番 岩 瀬 義 信 君
16番 寺 尾 重 雄 君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 猿 田 寿 男 君	副 市 長 関 重 夫 君
教 育 長 藤 平 益 貴 君	総 務 課 長 藤 平 喜 之 君
企 画 課 長 関 富 夫 君	財 政 課 長 齋 藤 恒 夫 君
税 務 課 長 土 屋 英 二 君	市 民 課 長 渡 辺 茂 雄 君
介 護 健 康 課 長 大 鐘 裕 之 君	生活環境課長兼 清掃センター所長 長 田 悟 君
福 祉 課 長 花ヶ崎 善 一 君	都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君
農 林 水 産 課 長 関 善 之 君	観 光 商 工 課 長 酒 井 清 彦 君
水 道 課 長 岩 瀬 健 一 君	会 計 課 長 岩 瀬 義 博 君
教 育 課 長 軽 込 貫 一 君	社 会 教 育 課 長 吉 清 佳 明 君
代 表 監 査 委 員 市 川 慎 一 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 目 羅 洋 美 君	議 事 係 長 植 村 仁 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第1号

第1 諸般の報告

第2 行政報告

第3 会期の決定

第4 会議録署名議員の指名

第5 市長の所信表明

第6 議案上程・説明・報告

議案第38号 勝浦市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 損害賠償の額の決定について

議案第41号 平成27年度勝浦市一般会計補正予算

議案第42号 平成27年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第43号 平成27年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

議案第44号 決算認定について

(平成26年度勝浦市一般会計歳入歳出決算)

議案第45号 決算認定について

(平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算)

議案第46号 決算認定について

(平成26年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算)

議案第47号 決算認定について

(平成26年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算)

議案第48号 利益の処分及び決算認定について

(平成26年度勝浦市水道事業会計決算)

報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について

報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について

第6 休会の件

開 会

平成27年9月3日(木) 午前10時開会

○議長(寺尾重雄君) ただいま出席議員は16人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。これより平成27年9月勝浦市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

諸 般 の 報 告

○議長(寺尾重雄君) 日程第1、諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。目羅事務局長。

〔事務局長 目羅洋美君登壇〕

○事務局長（目羅洋美君） 命によりまして、諸般の報告を申し上げます。

今期定例会における理事者側の出席通知、平成27年6月定例会以降の議会側の動静につきましては、お手元に印刷物をお配りしてございますので、それによってご承知をいただきたいと思います。

次に、今期定例会の運営について申し上げます。

去る8月31日、議会運営委員会を開いていただき、ご協議をお願いいたしましたので、その際の答申内容について申し上げます。

今期定例会は、9月3日から9月17日までの15日間とするということであります。

日程につきましては、あらかじめお手元へ会期日程表をお配りしてございますが、本日はこの後、行政報告、会期の決定、会議録署名議員の指名と順次お願いし、次に、市長の所信表明、続いて、議案第38号から議案第48号までを逐次上程し、市長から提案理由の説明を受け、さらに議案第41号の一般会計補正予算については担当課長より補足説明を受ける。

次に、報告第4号及び報告第5号の報告を受け、続いて、議案第44号から議案第47号まで4件の決算認定について、議案第48号 利益の処分及び決算認定について並びに報告第4号及び報告第5号の報告に対し、監査委員から決算審査意見、財政健全化審査意見及び経営健全化審査意見の報告をお願いし、散会する。

第2日目の9月4日から第4日目の9月6日までの3日間は議案調査等のため休会とし、第5日目の9月7日及び第6日目の9月8日は、いずれも定刻午前10時に開会し、一般質問をお願いする。なお、通告のありました議員は7名であります。

第7日目の9月9日は、定刻午前10時に開会し、議案第38号から議案第48号までを逐次上程し、質疑を行い、それぞれ所管の常任委員会へ付託する。なお、議案第44号から議案第47号までの4件の決算認定について並びに議案第48号の利益の処分及び決算認定については、議長が指名する6名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をお願いする。さらに、請願1件及び陳情1件を所管の常任委員会に付託する。

第8日目の9月10日から第14日目の9月16日までの7日間は委員会審査等のため休会していただき、この間、9月10日の午前10時に総務文教常任委員会、9月11日の午前10時に産業厚生常任委員会をそれぞれ開いていただき、付託事件の審査をお願いする。また、9月14日及び15日の2日間は、決算審査特別委員会を開いていただき、付託事件の審査をお願いする。

最終日の9月17日は、定刻午前10時から本会議を開いていただき、逐次、議案・請願及び陳情を上程し、各常任委員長から報告をいただき、質疑、討論を経て、採決をお願いする。

続いて、4件の決算認定について並びに水道事業会計の利益の処分及び決算認定について、議案を上程し、決算審査特別委員長から報告をいただき、質疑・討論を経て採決をお願いする。

次に、副市長の選任につき同意を求めることについて及び教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、以上2件の追加議案の提出が予定されておりますので、それらを上程し、市長から提案理由の説明を受け、質疑を経て、採決をお願いする。

次に、発議案2件の提出が予定されておりますので、それぞれ上程し、発議者から提案理由の説明を受け、質疑・討論を経て採決をお願いする。また、請願・陳情が採択された場合には、

発議案として意見書の提出が考えられますので、その場合には、それを上程し、発議者から提案理由の説明を受け、質疑・討論を経て採決をお願いします。

次に、会議規則第104条の規定による各常任委員会の所管事務調査につきまして、同規則第110条の規定による閉会中の継続調査に付することを諮っていただき、続いて、専決処分の報告について及び平成26年度勝浦市一般会計継続費精算報告書についての2件につき、市長から報告を受け今期定例会を閉会する。

以上のような答申がなされましたので、これに基づきまして、今期定例会が運営されるものと存じます。

以上、申し上げます、諸般の報告を終わります。

行 政 報 告

○議長（寺尾重雄君） 日程第2、行政報告であります。

市長の報告を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） おはようございます。本日、平成27年9月勝浦市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとお忙しい中をご参集いただきまして、厚く御礼申し上げます。それでは、ただいまから行政報告を申し上げます。

初めに、夏季海水浴客の入り込み状況についてであります。海水浴場につきましては、一部を除き、7月18日から8月23日までの37日間開設いたしました。期間中の入り込み数は、8月上旬までは天候にも恵まれ、昨年よりも30パーセント増の入り込みでございましたが、期間後半における天候不順及び台風の影響によりまして、昨年よりも9,400人減の29万9,600人、率にいたしまして3パーセントの減でありました。

次に、海中公園センターの7月及び8月の入園者につきましては、昨年よりも148人増の3万837人でありました。

夏の恒例イベントであります「勝浦若潮まつり花火大会」は、8月12日に開催いたしましたところ、天候にも恵まれ、4万7,000人の来場者がありました。

以上で行政報告を終わります。

会 期 の 決 定

○議長（寺尾重雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月17日までの15日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決しました。

会議録署名議員の指名

○議長（寺尾重雄君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において黒川民雄議員及び佐藤啓史議員を指名いたします。

市長の所信表明

○議長（寺尾重雄君） 日程第5、市長の所信表明であります。市長の所信表明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） 2期目の市長就任後、初の市議会でございますので、私の市政運営に対しましての所信の一端を述べさせていただきます。

去る7月5日告示の市長選挙の結果、再び勝浦市政を担わせていただくこととなり、その職責に改めて身の引き締まる思いであり、これからもスピード感を持って、全力を尽くしてまいりたいと考えますので、議員の皆様には、前期に引き続きまして、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

私が就任いたしました4年前は、3・11東日本大震災が発生した時であり、故山口前市長の遺志を受け継ぎながら、何と言っても、緊急避難路の整備や、小中学校の耐震対策などを初め、防災対策の強化に努めました。その他、学校給食センターの改築、市営駐車場の整備、勝浦駅のエレベーター設置、公園整備、上水道未普及地域の解消、子ども医療費の中学生までの無料化、そして、昨年暮れに完成いたしました芸術文化交流センター（キュステ）の開館等々、勝浦のある程度の基盤づくりができたのではないかと考えております。しかしながら、本市には、まだまだ解決しなければならないたくさんの課題が残されていると認識しています。

私に与えられました2期目の4年間は、多くの自治体で問題となっております人口減少社会における活力あるまちづくりの取り組みを行うこと、その基本となる、「地方創生総合戦略」を策定し、勝浦の特性や資源等を最大限に活かし、各種事業を推進していくことであります。特に、この地方創生のミソは、東京に一極集中している人々を地方に、この勝浦にUターンさせるための雇用の場を確保すること、また、この勝浦が住みやすい環境を整える条件として、子育て支援であるとか、生活利便施設をもっとふやすことが、重要な視点と思っています。

今後の具体的な施策といたしましては、

1点目には、認定子ども園の建設、子育て支援の一層の充実、市民の皆様が健康に暮らせる生きがいづくり事業などの福祉・保健の充実を考えております。

2点目として、犯罪などの未然防止・災害時への迅速対応、地域防災力の向上などの安心・安全なまちづくりに努力いたします。

3点目として、小中学校の再編・統合、子どもたちによるまちづくり提案型事業、芸術文化交流センターを拠点としたイベント企画などの教育・スポーツ・芸術文化の振興を進めてまいります。

4点目として、松野バイパス等の道路整備の促進、大原高校若潮キャンパス跡予定地の有効活用、行川アイランド跡地の活用を企業に働きかけ、早期の事業化を図るなど、地域経済の活性化、雇用を創出するなどの生活基盤の整備も進めてまいります。

5点目として、移住・定住希望の若い世代の支援、官軍塚・灯台線を初めとする市内各所に梅や桜を植樹するなどして、新たな観光資源を創出し、さらに道の駅を設置するなど、観光商工業の振興を考えております。

6点目として、圃場整備事業の推進、集落営農組合の設立支援、農林水産物のブランド化と6次産業化、漁業環境の整備などの農林水産業の振興を図ってまいります。

そして、7点目として、地方創生の推進力であります「ふるさと納税」の促進、行財政改革による歳出削減策の継続、公共施設の適正配置計画などの健全な財政運営の推進、等々を一つ一つ着実に展開していければと考えております。

以上、私の基本的な考えを申し上げましたが、具体的方策につきましては、今後、議員の皆様を初め、さまざまな方々からのご意見を伺いながら市政運営に当たってまいりたいと思っておりますので、議員各位、市民の皆様におかれましては、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、所信表明とさせていただきます。

○議長（寺尾重雄君） これをもって市長の所信表明を終わります。

議案上程・説明・報告

○議長（寺尾重雄君） 市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。植村係長。

〔職員朗読〕

○議長（寺尾重雄君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配付したとおりであります。

それでは、日程第6、議案を上程いたします。

議案第38号 勝浦市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第40号 損害賠償の額の決定について、以上3件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第38号から議案第40号までの提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第38号 勝浦市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる

る番号法が平成25年5月31日に公布され、平成27年10月5日から全ての国民に12桁の「個人番号」が付番されることに伴い、国は、マイナンバーを含む個人情報の取り扱いについて必要な措置を講ずることを関係機関に義務づけているため、本市におきましても、勝浦市個人情報保護条例について必要な改正を行おうとするものであります。

主な改正内容について申し上げますと、第1条では、平成27年10月5日から始まるマイナンバーの付番・通知に伴い、実施機関がマイナンバーを保有することになるため、関係用語の整理及びマイナンバーを含む個人情報の開示、訂正、利用停止の請求について任意代理人もすることができる規定を設け、また、番号法第19条に規定する事務以外のマイナンバーを含む個人情報の提供を禁止しようとするものであります。

第2条では、平成28年1月1日から始まります個人番号カードの交付に伴い、マイナンバーを含む個人情報の利用を厳しく制限しようとするものであります。

第3条では、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から始まる情報連携の開始に伴い、用語の定義並びにマイナンバーを含む個人情報の利用者及び提供者の記録の制限について規定しようとするものであります。

次に、議案第39号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、住民基本台帳法の一部が改正され、住民基本台帳カードの新規発行が平成27年12月末日をもって終了となり、番号法第7条第1項に規定する通知カードの送付が平成27年10月5日から、また、同法第2条第7項に規定する個人番号カードの交付が平成28年1月1日から始まることに伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料について、本条例を改正しようとするものであります。

なお、通知カード及び個人番号カードの初回交付手数料については、国庫補助対象となるため無料となりますが、再交付につきましては国庫補助対象外であることから、カード原紙及びICカード購入原価相当額を再交付手数料として徴収することとし、本条例の住民基本台帳カードの交付手数料に係る部分を、通知カードの再交付手数料に改め、個人番号カードの再交付手数料を新たに追加しようとするものであります。

次に、議案第40号 損害賠償の額の決定について申し上げます。

本案は、平成27年6月28日午前11時頃、勝浦市鵜原909番地先の市道蛭塚毛戸線において、船橋市習志野台5丁目36番25-304号結縄康浩氏が運転する車両に側溝グレーチングがはね上がり車体を損傷したものであり、車両の修理代6万5,070円及び代車代2万9,160円を賠償するため、議会の議決をいただき、損害賠償の額を決定しようとするものであります。

なお、事故につきましては、本市が加入しております「道路賠償責任保険」の該当となり、賠償額9万4,230円全額が保険適用になる見込みでございます。

以上で、議案第38号から議案第40号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第41号 平成27年度勝浦市一般会計補正予算、議案第42号 平成27年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第43号 平成27年度勝浦市介護保険特別会

計補正予算、以上３件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第41号から議案第43号までの提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第41号 平成27年度勝浦市一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算におきましては、既定予算に３億8,743万7,000円を追加し、予算総額を83億6,579万2,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、総務費におきましては、財産管理費を主に１億8,986万3,000円を追加し、民生費におきましては、障害者福祉費を主に999万9,000円を追加し、衛生費におきましては、塵芥処理費を主に5,591万1,000円を追加し、農林水産業費におきましては、漁港管理費を主に151万5,000円を追加し、商工費におきましては、観光費を主に2,091万1,000円を追加し、土木費におきましては、道路新設改良費を主に7,735万9,000円を追加し、消防費におきましては、災害対策費を主に779万2,000円を追加し、教育費におきましては、学校管理費を主に2,208万7,000円を追加し、災害復旧費におきましては、道路橋りょう等災害復旧費に200万円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に地方交付税２億321万6,000円、分担金及び負担金５万1,000円、使用料及び手数料２万7,000円、県支出金2,858万2,000円、繰入金852万2,000円、繰越金9,436万9,000円、諸収入33万3,000円、市債5,956万3,000円を追加計上し、国庫支出金722万6,000円を減額しようとするものであります。

債務負担行為におきましては、千葉県電子自治体共同運営協議会電子申請システム利用負担金を廃止し、市役所庁舎等自家用電気工作物保安管理業務委託の期間を平成30年度まで、限度額を359万円に消費税及び地方消費税を加えた額とし、ちば電子申請システム使用料の期間を平成32年度まで、限度額13万4,000円として追加し、勝浦市土地改良区の借入金に対する損失補償の限度額を勝浦市土地改良区が土地改良事業資金として金融機関から借り入れる2,733万4,000円及び当該借入金の利子相当額の合計額に変更しようとするものであります。

地方債におきましては、街路舗装事業債及び避難路整備事業債を追加し、臨時財政対策債の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第42号 平成27年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算について、申し上げます。

今回の補正予算は、事業勘定の歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算におきましては、既定予算に95万6,000円を追加し、予算総額を32億5,094万4,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、総務費におきましては、32万4,000円を追加し、後期高齢者支援金等におきましては、57万7,000円を追加し、前期高齢者納付金等におきましては、５万5,000円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に繰入金32万4,000円、繰越金63万2,000円を追加計上しようとするものであります。

次に、議案第43号 平成27年度勝浦市介護保険特別会計補正予算について、申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算においては、既定予算に3,539万7,000円を追加し、予算総額を22億321万6,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、地域支援事業費においては、認知症施策推進のための印刷製本費等の増額に伴い、包括的支援・任意事業費に33万2,000円、諸支出金においては、2,239万5,000円、基金積立金におきましては、1,267万円を追加計上しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に国庫支出金に12万9,000円、県支出金に6万5,000円、支払基金交付金に392万9,000円、繰入金に6万5,000円、繰越金3,120万9,000円を追加計上しようとするものであります。

以上で議案第41号から第43号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） この際、担当課長から補足説明を求めます。齋藤財政課長。

〔財政課長 齋藤恒夫君登壇〕

○財政課長（齋藤恒夫君） 命によりまして、議案第41号 平成27年度勝浦市一般会計補正予算（第4号）の補足説明を申し上げます。

説明は、事項別明細書により、主なものについて申し上げます。

なお、歳入予算につきましては、歳出予算にあわせ説明させていただきますので、ご了承願います。

恐れ入りますが、18ページをお開き願います。

総務費であります。

財産管理費の財政調整基金積立金2億321万6,000円につきましては、本年度分の普通交付税額の確定に伴いまして、今回、歳入予算にも計上いたしました、交付税補正分を積み立てようとするものであります。

次に、諸費であります。地方バス路線維持費補助金150万円につきましては、市内路線バス運賃の平準化対策に伴う補助金であります。

次に、防犯対策事業の防犯カメラ設置工事費でございます。81万3,000円につきましては、防犯カメラ2台分の設置工事費であります。

なお、財源につきましては、県補助金、40万円を見込んでおります。

次に、19ページから21ページの市長選挙費等の減額につきましては、市長選挙が無投票になりましたこと等によるものであります。

22ページをお開き願います。

民生費であります。社会福祉総務費の忠霊塔新設工事費375万9,000円につきましては、現忠霊塔の老朽化等に伴い、新たに浜勝浦地内の八幡岬公園内を予定地として、建設するための工事費であります。

次に、障害者福祉費であります。自立支援給付事業の計画相談支援費108万3,000円につきましては、現時点で、モニタリング件数が当初の見込みよりも増加しておりまして、今後、不足が生じることが見込まれますことから、今回補正しようとするものであります。

なお、財源につきましては、国庫負担金54万1,000円、県負担金27万円を見込んでおります。

24ページをお開き願います。

衛生費であります。保健衛生総務費の養育医療給付費91万4,000円につきましては、現時点で、申請者が当初の見込みよりも増加しており、今後、不足が生じると見込まれますことから、今回補正しようとするものであります。

なお、財源につきましては、国庫負担金36万5,000円、県負担金18万2,000円を見込んでおります。

次に、環境衛生費の不法投棄廃棄物撤去処分業務委託料56万5,000円につきましては、今回、千葉県環境財団の助成金事業を活用いたしまして、市内に不法投棄されました産業廃棄物を撤去処分するための委託経費であります。

なお、財源につきましては、千葉県環境財団からの助成金28万2,000円を見込んでおります。

次に、塵芥処理費であります。クリーンセンター管理運営経費の修繕料3,300万円につきましては、焼却炉等の修繕費であります。

次に、し尿処理費であります。衛生処理場管理運営経費の修繕料2,000万円につきましては、遠心脱水機オーバーホール等の修繕費であります。

28ページをお開き願います。

商工費の商工業振興費であります。商店街活性化等支援事業の勝浦市商工会補助金180万円につきましては、勝浦街路灯協会が実施いたします街路灯のLED化事業に対する市補助金であります。

なお、補助率につきましては、事業費の3分の1となっております。

次に、観光費であります。観光地魅力アップ整備事業の守谷海岸公衆トイレ改修工事費1,852万2,000円につきましては、既存トイレの老朽化等に伴う改修工事費であります。

なお、財源につきましては、県補助金1,000万円を見込むとともに、ふるさと応援基金から852万2,000円を繰り入れる予定としております。

次に、29ページの土木費であります。

道路維持費の排水整備事業1,135万8,000千円につきましては、市道「家名1号線」等の排水整備工事費であります。

次に、道路新設改良費の県営事業負担金2,254万4,000円につきましては、県営事業で実施されました浜勝浦及び新官地先の急傾斜地崩壊対策事業等にかかわる市負担分であります。

30ページをお開き願います。

街路事業費の街路舗装修繕工事費1,563万9,000円につきましては、市道「新坂沢倉線」等の舗装修繕工事費であります。

次に、31ページの住宅管理費であります。市営住宅維持管理経費の修繕料180万円につきましては、みなと団地の階段等の修繕経費であります。

32ページをお開き願います。

消防費であります。災害対策費の避難路整備工事費230万円につきましては、豊浜小学校裏避難路の整備分であります。

なお、財源につきましては、交付税算入率の高い、緊急防災・減災事業債を活用するものであります。

また、自主防災組織等活性化事業の災害用備品購入費350万円につきましては、松部区ほか4地区の自主防災会に配布する防災資機材等の購入経費であります。

なお、財源につきましては、県補助金175万円を見込んでおります。

次に、33ページの教育費であります、学校管理費の小学校管理運営経費及び中学校管理運営経費の修繕料につきましては、各小中学校の緊急修繕用の経費であります。

次に、34ページをお開き願います。

芸術文化交流センター管理運営経費468万5,000円につきましては、本年12月から来年3月までの舞台設備等の保守点検委託経費であります。

また、案内標識板設置工事費100万円につきましては、芸術文化交流センター、勝浦市役所、勝浦警察署併記の案内標識を市内3カ所に設置する経費であります。

なお、財源として、勝浦警察署からの設置工事費負担金33万3,000円を見込んでおります。

次に、学校給食費であります、学校給食共同調理場管理運営経費の工事請負費110万円につきましては、現在まで、調理業務等を実施してきている中で、今後、より一層の利便性を図るため、洗浄ピット内排水溝等を設置するための工事費であります。

また、35ページの給食用備品購入費300万円につきましては、蓄冷機能を有した給食用食缶の購入費であります。

最後に、地方債の補正であります。恐れ入りますが、6ページをお開き願います。

市道、新坂沢倉線等の街路舗装修繕工事に係わる街路舗装事業債及び豊浜小学校裏避難路整備工事に係る避難路整備事業債の追加、並びに臨時財政対策債の確定に伴う限度額の変更であります。

以上をもちまして、一般会計補正予算（第4号）の補足説明を終わります。

なお、給与費明細書の説明は、省略させていただきます。

○議長（寺尾重雄君） これをもちまして市長の説明及び担当課長からの補足説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第44号ないし議案第48号、以上5件を一括議題といたします。

本案については、議案第44号ないし議案第47号、以上4件はいずれも決算認定について、議案第48号は利益の処分及び決算認定についてであります。市長からの提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第44号から議案第48号まで、以上5件の決算認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この5件の議案は、いずれも平成26年度の各会計決算でありまして、過日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会の認定に付するため提案したものであります。

初めに、議案第44号について申し上げます。

本案は、平成26年度勝浦市一般会計歳入歳出決算であります。平成26年度の本市の財政運営につきましては、国の社会資本整備総合交付金等を活用して平成24年度からの継続費で実施いたしました芸術文化交流センター（キュステ）が竣工し、本市の新たな芸術文化活動、交流拠点として、さらには、災害時の避難所として多目的な利用が可能となりました。

このほか、国の緊急経済対策であります地域の元気臨時交付金及びがんばる地域交付金等を活用し、道路整備事業、駐車場整備事業、公園整備事業、観光トイレ整備事業などを実施しました。

また、歳入の根幹であります市税等の確保に努める一方で、歳出面では節減・合理化に努めつつ、限られた財源の効率的な執行に留意し、諸事業を実施しました。

まず、保健・福祉の充実として、子育て支援において、子ども医療費助成事業、父子世帯への支援を拡充した母子及び父子世帯等高等学校等就学費支援事業などを実施したことに加え、認定こども園整備に向けた基本構想のほか、子ども子育て支援事業計画を策定しました。

このほか、障害者計画・障害福祉計画策定事業、介護保険事業計画等策定事業、臨時福祉給付金給付事業及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業などを実施しました。

次に、教育・文化の充実として、芸術文化交流センターの竣工による芸術文化活動拠点の整備を初め、安全で安心な教育環境の確保を図るための諸施策や障害を持つ児童の適切な教育支援を図るための特別支援教育支援員配置事業などを実施しました。

次に、産業の振興として、農林水産業費におきましては、農業基盤整備促進事業、水産物供給基盤機能保全事業のほか、有害鳥獣捕獲事業、青年就農給付金事業、かんがい排水整備事業、あわび種苗放流事業、外来漁船誘致対策事業等を実施しました。

観光、商工業におきましては、勝浦朝市の景観整備事業、潮風散歩道整備事業に加え、かつうら魅力市開催事業、東日本大震災復興基金を主要財源としてプレミアム商品券発行事業等を実施したほか、勝浦駅エレベーター設置費補助事業など、行政全般にわたる施策事業の推進により、市民福祉の維持・向上を図りました。

その結果、決算規模は歳入で113億138万3,213円、歳出で107億9,726万4,195円であります。

歳入歳出差引残額は、5億411万9,018円となりました。

この決算規模は、前年度と比較いたしますと、歳入で4億8,531万6,013円の減、歳出で4億2,744万7,225円の減であります。

次に、議案第45号について申し上げます。

本案は、平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算であります。

まず、事業勘定について申し上げます。決算規模は、歳入で30億6,097万2,586円、歳出で29億124万4,022円であります。

歳入歳出差引残額は、1億5,972万8,564円となりました。

国民健康保険事業の主たる事業費であります保険給付費は、19億2,262万2,145円で、前年度の18億8,147万3,924円に対し、4,114万8,221円の増となりました。

次に、直営診療施設勘定について申し上げます。

決算規模は、歳入で6,258万8,940円、歳出で6,200万2,053円であります。

歳入歳出差引残額は、58万6,887円となりました。

国民健康保険直営診療施設勘定の主たる事業であります診療業務に対する外来患者数は、延べ6,555人となりました。

次に、議案第46号について申し上げます。

本案は、平成26年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。決算規模は、歳入で2億1,862万6,416円、歳出で2億1,827万8,720円であります。

歳入歳出差引残額は、34万7,696円となりました。

本会計は、法令により市が行うこととされている後期高齢者医療保険料の徴収事務のほか、千葉県後期高齢者医療広域連合からの委託による健康診査等を実施いたしました。

次に、議案第47号について申し上げます。本案は、平成26年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算であります。

決算規模は、歳入で22億4,218万3,909円、歳出で22億1,097万3,661円であります。

歳入歳出差引残額は、3,121万248円となりました。

介護保険の主たる事業費であります保険給付費は、20億1,462万1,474円で、前年度の19億854万9,993円に対し、1億607万1,481円の増となりました。

次に、議案第48号について申し上げます。本案は、平成26年度勝浦市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてであります。

初めに、利益の処分についてであります。平成26年度勝浦市水道事業会計決算に伴う剰余金につきましては、剰余金処分計算書案のとおり未処分利益剰余金1億3,123万5,280円のうち減債積立金に220万円を、建設改良積立金に3,000万円を積み立て、残余の9,903万5,280円を繰り越そうとするものであります。

次に、決算の認定についてであります。平成26年度水道事業の業務状況につきましては、年間総給水量304万7,973立方メートル、1日最大給水量1万1,232立方メートル、1日平均給水量8,351立方メートルとなっております。

次に、経理状況についてであります。収益的収入及び支出におきましては、水道事業収入7億6,693万4,311円に対し、水道事業費用7億2,388万8,873円で、4,304万5,438円の純利益を生じました。

また、資本的収入及び支出におきましては、資本的収入2億683万7,760円に対し、資本的支出は、3億5,763万4,436円であります。

なお、この資本的収入額が、資本的支出額に不足する額、1億5,079万6,676円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,518万2,720円及び当年度分損益勘定留保資金1億3,561万3,956円で、補てんいたしました。

以上で議案第44号から第48号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） 次に、報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について、報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について、以上2件について、市長の報告を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました報告第4号及び報告第5号について申し上げます。

初めに、報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告についてであります。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する報告であります。

平成26年度勝浦市一般会計等の歳入歳出決算に伴い、同法第2条に規定する健全化判断比率

を算定したもので、過日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会に報告するものであります。

なお、この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによってご了承いただきたいと存じます。

次に、報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告についてであります。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告であります。

平成26年度勝浦市水道事業会計決算に伴い、同法第22条第2項の規定により資金不足比率を算定したもので、過日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会に報告するものであります。

なお、この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによってご了承いただきたいと存じます。

以上で報告第4号及び報告第5号の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） それでは、議案第44号ないし議案第47号の決算認定について、議案第48号の利益の処分及び決算認定について提案理由の説明並びに報告第4号及び報告第5号の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率、資金不足比率についての報告がなされましたので、本件に関する監査委員の決算審査意見及び財政健全化審査意見、経営健全化審査意見の報告を求めます。市川代表監査委員。

〔代表監査委員 市川愼一君登壇〕

○代表監査委員（市川愼一君） ただいま議長からご指名がございましたので、平成26年度勝浦市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算、基金運用状況並びに財政健全化に係る審査につきまして、黒川監査委員ともども慎重に審査いたしました結果について、ご報告申し上げます。

初めに、審査に付されました勝浦市一般会計及び各特別会計の決算、基金運用状況について申し上げます。

各会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める書類等が、関係法令に準拠して作成されているか、予算の執行は適正に行われたか、計数は正確であるかの諸点に主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める書類等は、いずれも法令に準拠して作成され、予算の執行は、所期の目的に沿い、適法かつ適正に執行されており、計数も正確で決算及び基金の運用は適正なものと認められました。

続きまして、勝浦市水道事業会計の決算について申し上げます。

審査に付されました勝浦市水道事業会計の決算書及び附属書類が、関係法令に準拠して作成されているか、経営活動が地方公営企業法に規定する基本原則に基づき目的どおり執行されているか、計数は正確であるかの諸点に主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、水道事業会計の決算書及び附属書類は、いずれも法令に準拠して作成され、財政状況及び経営成績は適正な表示の上、経営活動は基本原則に基づき目的どおり執行され、計数も正確で、決算は適正なものと認められました。

なお、各会計の決算の概要につきましては、お手元に配付してあります決算審査意見書の中

で申し述べてありますので、これによりご承知くださいますよう、お願い申し上げます。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定によります勝浦市財政健全化審査及び勝浦市経営健全化審査を実施いたしましたので、ご報告申し上げます。

初めに、財政健全化審査について申し上げます。

審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

続きまして、水道事業会計の経営健全化審査について申し上げます。

審査に付されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、財政健全化審査及び経営健全化審査の概要につきましては、お手元に配付してあります財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の中で申し述べてありますので、これによりご承知くださいますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、平成26年度勝浦市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算、基金運用状況並びに財政健全化に係る審査結果についての報告を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これをもって報告を終わります。

休 会 の 件

○議長（寺尾重雄君） 日程第7、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明9月4日から9月6日までの3日間は議案調査等のため休会したいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、明9月4日から9月6日までの3日間は休会することに決しました。

散 会

○議長（寺尾重雄君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

9月7日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時58分 散会

本日の会議に付した事件

- 1. 諸般の報告
- 1. 行政報告
- 1. 会期の決定
- 1. 会議録署名議員の指名
- 1. 市長の所信表明
- 1. 議案第38号～議案第48号の上程・説明、報告第4号～報告第5号の報告
- 1. 休会の件